

Ver01

滝沢市放課後児童健全育成事業業務委託に係る運営者公募要領

滝沢市健康福祉部児童福祉課

平成30年2月

1 公募の趣旨

「放課後児童クラブ」は、保護者が子育てしやすい環境を目指し、保護者が労働等で昼間に家庭にいない就学児童を対象に、授業の終了した放課後、長期休業期間及び土曜日などの学校休業日に、遊びや生活の場を提供します。

滝沢市の放課後児童クラブは、できるだけ同じ小学校区の児童が通えるように設置しており、平成31年度に滝沢中央小学校が開校することから、入所を希望する児童規模にあわせて新たに放課後児童クラブを設置し、その運営を委託するものです。

2 公募担当課

滝沢市健康福祉部児童福祉課

郵便番号 020-0692

住 所 岩手県滝沢市中鵜飼55番地

電話番号 019-656-6519（直通）

FAX番号 019-684-2245

E-mail kodomo@city.takizawa.iwate.jp

3 放課後児童クラブの概要

(1) 放課後児童健全育成事業を行う放課後児童クラブ

放課後児童クラブは、社会福祉法（昭和26年法律第45号）の定めるところにより、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第2項の規定に基づき、遊びを主とする健全育成活動を行う地域組織として放課後児童クラブを設置し、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成及び児童の福祉を図ることを目的とするものです。

(2) 事業内容

放課後児童クラブは、次に掲げる目的で活動を行うものとします。ただし、スポーツクラブや塾等を主たる目的とするものは、認められません。

ア 放課後児童の健康管理、安全確保及び情緒の安定を図ること。

イ 遊びの活動への意欲及び態度の形成を図ること。

ウ 遊びを通しての自主性、社会性及び創造性を培うこと。

エ 放課後児童の遊びの活動状況の把握及び家庭への連絡を行うこと。

オ 家庭及び地域での遊びの環境づくりへの支援に努めること。

カ 前各号に掲げるもののほか、市長が放課後児童の健全育成上必要と認める活動であること。

(3) 運営場所

滝沢中央小学校区において、2支援単位両方の運営事業者を募集します。

ア 滝沢中央小学校区 滝沢中央学童保育クラブ第一 滝沢市室小路地内
イ " 滝沢中央学童保育クラブ第二 "

建物は1棟とし、その中に第一(1支援単位)と第二(1支援単位)の2つの放課後児童クラブが入り、その両方の運営を業務とします。

1支援単位の定員は40人以下です。

建物は平成30年度に滝沢市が工事を発注し、整備します。

(4) 委託期間

平成31年4月1日から翌年3月31日まで

基本的に単年度の契約となります。双方に問題が無ければ、継続して毎年契約を締結し、事業を行うこととなります。

ただし、委託契約事項を遵守しないなど、当該事業を継続させることが適当でないと滝沢市が認める場合は、委託を取り消す場合があります。この場合、委託業者の損害に対して、滝沢市の賠償はありません。

(5) 対象児童

放課後児童クラブの対象は、保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学する児童とします。

(6) 受入人数

1支援単位の放課後児童クラブの定員は、原則として40人以下とし、国が定める放課後児童クラブガイドラインに沿った設備及び面積を確保するものとします。

受入児童数に応じて委託料が異なりますので、後に記載する委託料の対象経費及び金額を参照してください。

滝沢中央小学校の児童で放課後児童クラブを希望し、入所審査で認められた児童は、既存のクラブ(1支援単位)と運営委託を募集する新設クラブ(2支援単位)で受入する予定です。

(7) 開設日数

放課後児童クラブの開設日数は、地域の実情、放課後児童の就学日数等を考慮し、年間281日以上とします。

(8) 開所時間

放課後児童クラブの開所時間は、次のとおりとします。

・土、日、長期休業期間等（小学校の授業の休業日）は、原則１日につき８時間以上。

・平日（小学校の授業の休業日以外の日）は、原則１日につき３時間以上。
（滝沢中央小学校児童が入所する予定の既存の放課後児童クラブの開所時間は、土曜日及び学校休業日は７時００分から１９時００分まで、平日は１２時００分から１９時００分まで開所していることから、運営者にはこの時間で開所していただくことを希望します。）

（９）施設・設備

滝沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年９月２５日条例第３１号）を最低基準とし、遵守することとします。

尚、放課後児童クラブが入所する施設は、平成３０年度に滝沢市が建物を整備します。

（１０）職員配置

放課後児童クラブは、１支援単位ごとに放課後児童支援員を２人以上配置することとします。

支援員は、最低１人は常勤の有資格者とし、もう１人は常勤、非常勤、アルバイトを問いません。

有資格者とは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成２６年４月３０日厚生労働省令第６３号）第１０条第３項に該当する者とし、ます。

（１１）保険加入

児童を対象とした施設賠償責任保険、傷害保険等の必要な損害保険に加入することとします。

（１２）運営経費

放課後児童クラブの運営に要する費用について、その一部を委託料として支払います（後に記載する委託料の対象経費及び金額を参照してください。）。

（１３）利用料

放課後児童クラブを運営する者は、放課後児童クラブを実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収することができるものとします。

（保護者から徴収する入会金や保育料は、既存の他の放課後児童クラブと比較して、突出しすぎないよう希望します。）

○放課後児童クラブ支援事業

項目	内容
障がい児受入支援事業 (1支援の単位当たり 年額)	障がいのある児童が入所した場合 1,796,000円

この他、支援員等の処遇改善の加算や、障がいをもつ児童が3人以上の場合の加算などの項目があり、該当した場合に加算があります。

(2) 委託料の支払い時期

委託料の支払いは、年5回（5月下旬、7月下旬、10月下旬、1月下旬、4月下旬）にわけて、指定された口座に振り込みします。

基準額の変更等により、年度途中で委託料の額が変更となる場合があります。

5 応募要件

次に掲げる要件をすべて満たすものとします。

(1) 自己又は自己の役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員及びその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項に該当する者でないこと。

(2) 自己又は自己の役員等に市税等の未納がないこと。

(3) 自己の役員等が禁錮以上の刑の執行を終わってから、又は執行を受けることがなくなってから2年を経過していること。

6 応募方法

(1) 提出書類

次のアからキについて原本1部、原本のコピー2部を提出してください。

ア 滝沢市放課後児童健全育成事業運営者公募に係る応募申請書

イ 滝沢市放課後児童健全育成事業運営者公募に係る運営者概要（様式1）

ウ 放課後児童クラブの事業計画書（様式2）

エ 収支予算書（様式3）

オ 代表者の履歴書（任意様式）

カ 応募を決定した理事会又は役員会等の議事録等（任意様式）

キ 市税等について、未納の税額（納期限が到来していないものを除く）が無い旨の証明書（3か月以内に発行されたもの）

※個人で応募される方は、カの書類は不要です。

(2) 質疑応答

この要領に関する質疑について、質疑を提出できる者は、「5 応募要件」に該当する者としてします。

質疑の方法は、平成30年2月15日（木）から平成30年3月14日（水）午後5時までに、質問票（別紙1）を使用し、次に掲げる宛先に送信してください。（件名は、「放課後児童クラブ運営者公募に係る質問票」としてください。）

質問票は、FAX又は電子メールにてお送りください。

質疑は、簡潔に記入してください。

電話による質問については、お答えできません。

質疑に対する回答は、質問を受け付けた日の翌日から数えて市役所の3営業日後までに、ホームページに掲載するとともに、応募者に電子メールにてお知らせします。

(3) 応募書類の提出先

滝沢市健康福祉部児童福祉課

郵便番号 020-0692

住 所 岩手県滝沢市中鶴飼55番地

電話番号 019-656-6519（直通）

FAX番号 019-684-2245

E-mail kodomo@city.takizawa.iwate.jp

(4) 応募書類の提出期間及び提出方法

ア 提出期間

平成30年3月15日（木）から平成30年3月22日（木）まで必着とし、郵便又は児童福祉課の窓口提出願います。ただし窓口で提出可能なのは、平日の8時30分から17時15分までです。

イ 追加書類及び資料の提出

応募書類の提出期間締め切り後、指示により追加資料及び資料の提出を求めた場合には、指示された期間内に提出してください。

ウ 応募の辞退

応募を辞退する場合は、応募辞退届（別紙2）を、上記提出先へ提出してください。

(5) 応募の取消

応募した者が、応募書類の提出期間の締切日の翌日から「7 運営者の選定」による選定までの間に、次のいずれかに該当することが判明した場合は、その応募を取り消す場合があります。

- ア 指示により求めた追加書類及び資料の提出が、指示された期間内に行われなかった場合。
- イ 公募要領に違反又は著しく逸脱した場合
- ウ 申請内容に虚偽の内容が含まれていた場合
- エ 「5 応募要件」に定める要件に該当しなくなった場合
- オ 応募者（代表者又はその関係者）が本募集の採否に係る働きかけを目的とし、直接又は間接に本市職員などの本件関係者と接触を持った場合

(6) 応募に当たっての留意点

- ア 応募の際に要する経費は、応募者の負担とします。
- イ 提出された書類は、返却しません。
- ウ 提出された書類の提出期限以降における差替え及び再提出は、原則として認めません。
- エ 運営者の選定等に当たって確認が必要とされた場合、追加資料の提出を求める場合や、聞き取りを行う場合があります。
- オ 応募者及びその関係者から担当者等に対して自らの応募書類・提案の内容の優劣等を質問するなどの個別相談、審査内容に係る問い合わせは、公募の公平性を期すため審査の事前・事後とも受付しません。

7 運営候補者の選定

(1) 運営候補者の選定

滝沢市放課後児童クラブ運営者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が応募要領を満たした者から提出された書類及び面接により審査し、運営候補者を選定します。面接は平成30年4月以降を予定していますが、面接の日程、場所については、平成30年4月以降に応募者宛て通知します。

(2) 選定基準

選定委員が評定した点数を合計したものの平均が、満点の半分以上の事業者を候補とします。複数の候補が生じた場合は、合計点数による順位づけを行い、最も高い評価を得た事業者を選定します。また、最も高い合計点数が同点となる者が2事業者以上の場合は、選定委員会において評議し、順位づけを行います。

(3) その他

- ア 選定に当たり、提出書類に関する問い合わせを行うことがあります。
- イ 運営者の選定後、運営開始までに応募要件を満たさなくなった場合には、選定結果を取り消します。その際の費用弁償には一切応じません。
- ウ イの場合、評定点数の上位の応募者から順に協議させていただきます。

8 選定結果

(1) 選定結果については、すべての応募者に対して、平成30年4月以降を目途に書面で通知します。(電話での可否などの問い合わせにはお答えできません。)

(2) 評価基準に基づく各項目の評価点数や、事業候補者以外の事業者に係る応募計画及び当該事業者を特定できる情報は、公表しません。
ホームページでは、決定した運営者名のみ公開します。

9 その他

(1) この要領に定めのない事項については、選定された運営候補者と細目を協議し、契約を締結します。

(2) この事業に係る予算措置が講じられなかった場合は、契約を締結しない場合があります。